

2022年3月31日 全6頁

# 増大したコロナ融資の整理のため求められる中小企業の事業再生

「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」が4月から適用開始

金融調査部 主任研究員 金本悠希

## [要約]

- 2022年3月4日、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」が策定された。本ガイドラインは、弁護士等が参加して、中小企業の債務について返済猶予や債務減免等を行って事業再構築を行う手続を定めている（2022年4月15日から適用開始）。
- コロナ禍を受けて導入されたいわゆるゼロゼロ融資により、企業債務が膨れ上がっており、今後、債務の返済が困難になる中小企業が増えると予想される。ガイドラインにより、中小企業の事業再生が進むことが期待される。
- ただし、手続に参加する弁護士等の数が限られるため、債務返済が困難な全ての中小企業の事業再生を実現するのは難しいだろう。金融機関は、可能な限り事業再生に取り組みつつ、将来、債権が不良債権化して損失が発生する可能性に備え、適切に貸倒引当金を計上するとともに、自己資本を厚くしておくのが望ましい。

## 1. はじめに

2022年3月4日、全国銀行協会を事務局とする委員会が「[中小企業の事業再生等に関するガイドライン](#)」（以下、「ガイドライン」）を公表した。コロナ禍を受けて企業債務が膨れ上がっており、今後、債務の返済が困難になる中小企業も出てくる恐れがある中で、ガイドラインにより中小企業の事業再生が進むことが期待される。本稿では、ガイドライン策定の背景とその概要及び今後の課題について解説する。

## 2. コロナ融資の増大により、中小企業の一部は債務が過剰に

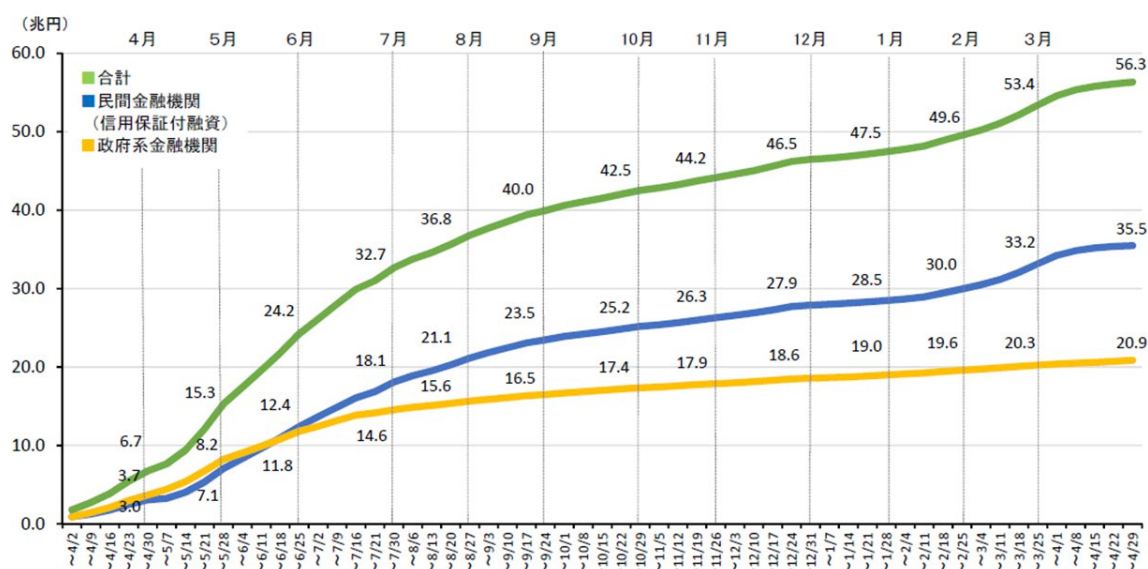
コロナ禍を受け、事業者の資金繰り支援策として、2020年に政府系・民間金融機関による実質無利子・無担保融資（いわゆるゼロゼロ融資）が導入された。ゼロゼロ融資は、主に中小企業・小規模事業者向けに、売上が一定水準を下回った場合に、実質無利子<sup>1</sup>・無担保で融資する制度

<sup>1</sup> 民間金融機関が融資する場合、利子を事業者に代わり、都道府県等が負担する。

である。

コロナ禍の影響は日本全国に及び、多くの事業者がゼロゼロ融資を利用したため、2021年4月時点で、ゼロゼロ融資を含むコロナ関連融資額は、民間金融機関で35.5兆円、政府系金融機関で20.9兆円にまで膨れ上がっている（図表1）。

図表1 政策対応に基づくコロナ関連融資額の推移（ストック）



注1:「政府系」は、日本政策金融公庫(国民・中小・農林)、DBJ・商工中金(危機対応業務)、沖縄振興開発金融公庫、福祉医療機構によるコロナ関連融資額の合計。  
注2:「民間」は、信用保証協会による保証承諾額(コロナ経営相談窓口を通じたセーフティネット保証4号・5号及び危機関連保証等)。

(出所) 財務省理財局「新型コロナウイルス関連融資の実績等」(2021年2月8日)

ゼロゼロ融資には、元金返済が不要な期間(据置期間)が設定され、据置期間は最長5年間まで設定することができる。ただし、借り手の多くは1~2年に設定していると言われ、2022年には、多くの中小企業においてゼロゼロ融資の返済が開始することになる<sup>2</sup>。しかし、2021年末に行われた債務の過剰感に関するアンケート調査において、中小企業のうち32.3%が債務の過剰感があると回答しており<sup>3</sup>、債務の返済が困難な者も出てくる恐れがある。

このような状況に対して、2022年3月8日に政府は官民の金融機関等に対し、事業者支援の徹底を要請した<sup>4</sup>。この中で、事業者からの返済期間・据置期間延長の事前の相談に関して、「返済期間・据置期間の長期の延長等を積極的に提案するなど、既往債務の条件変更や借換等について、事業者の実情に応じた迅速かつ柔軟な対応を継続すること」が要請された。

そのため、返済が困難な事業者は、当面、据置期間の延長でしのぐことが可能ではないかと考

<sup>2</sup> 株式会社 社長のきもち「【迫るコロナ関連融資の返済】融資を受けた経営者の6割以上が「返済開始によって倒産リスクが高まる」と回答！今後求められる資金調達手段とは」(2022年2月22日)によると、コロナ関連融資を受けた企業のうち、2022年に返済が開始するコロナ関連融資の割合について、100%と回答したのが19.4%、同割合が70%~90%程度と回答したのが16.7%、同割合が40%~60%と回答したのが22.8%、同割合が10%~30%と回答したのが19.8%、0%と回答したのが21.3%であった。

<sup>3</sup> 東京商工リサーチ「『過剰債務』の企業、約7割が『事業内容を変えず』=第5回過剰債務アンケート」(2021年12月17日)。

<sup>4</sup> 内閣総理大臣 岸田 文雄ほか「事業者等に対する金融の円滑化について」(2022年3月8日)

えられる。ただし、据置期間は最長5年であり、将来的には返済が困難な事業者について、事業再生を図ることが必要になるだろう。

### 3. 中小企業の事業再生の手続

事業再生とは一般に、経営が困難で自力で再生できない企業について、企業を清算するのではなく、債務免除や返済猶予などにより過剰債務などの障害を取り除き、事業を再構築することをいう。

事業再生の手続には、法的整理と私的整理の2つがある。法的整理では、民事再生法や会社更生法などに基づき、裁判所の関与の下で手続が進められる。一方、私的整理では、通常、裁判所の関与なしに関係当事者間の合意によって手続が進められる。

一般的に、法的整理の場合、債務者の名前が公表されるので、風評被害等により事業価値が毀損する場合があります。私的整理の方が有利と言われる。しかし、私的整理は、裁判所が関与する法的整理に比べて、手続の透明性や債権者間の衡平性の確保に課題がある。そのため、私的整理には、利害関係のない第三者が、公表された債務処理の手続に従って進める形式（「準則型私的整理手続」）がある。中小企業向けの主な準則型私的整理手続として、中小企業再生支援協議会や地域経済活性化支援機構が支援するものがある。

中小企業再生支援協議会は、全国47都道府県に1か所ずつ設置されており、取り扱う件数も多く、中小企業が最初に相談する機関と言われる。中小企業再生支援協議会は、課題解決に向けた助言や支援機関等の紹介などを行い、一定の要件を満たす場合、再生計画の策定支援を実施する。再生計画の策定支援完了件数は、2019年度は346件だったのに対し、2020年度は406件、2021年度（第3四半期まで）は594件と増加している<sup>5</sup>。

一方、地域経済活性化支援機構は、中小企業再生支援協議会より幅広い再生手法を取ることができ、債権者間の利害調整だけでなく、出資や専門家の派遣なども可能である。一方、再生支援の件数は中小企業再生支援協議会と比較すると限定的であり、2020年度の再生支援決定件数は0件である（設立時からの累計では112件）<sup>6</sup>。

### 4. 中小企業の事業再生等に関するガイドライン

#### (1) ガイドラインの策定

2021年6月に取りまとめられた「成長戦略実行計画」では、コロナ禍で債務が過剰な企業が増えていることを踏まえ、事業再構築・事業再生の環境整備を図るとし、中小企業の実態を踏ま

<sup>5</sup> 2019年度分について、中小企業庁金融課「[中小企業再生支援協議会の活動状況について ～令和2年度第2四半期～（令和2年7月～9月）](#)」参照。2020年度・2021年度分について、中小企業再生支援協議会「[中小企業再生支援協議会の活動状況 令和3年度第3四半期（令和3年10月～12月）](#)」参照。

<sup>6</sup> 地域経済活性化支援機構「[業務実施状況報告（2020年（令和2年）度）](#)」参照。

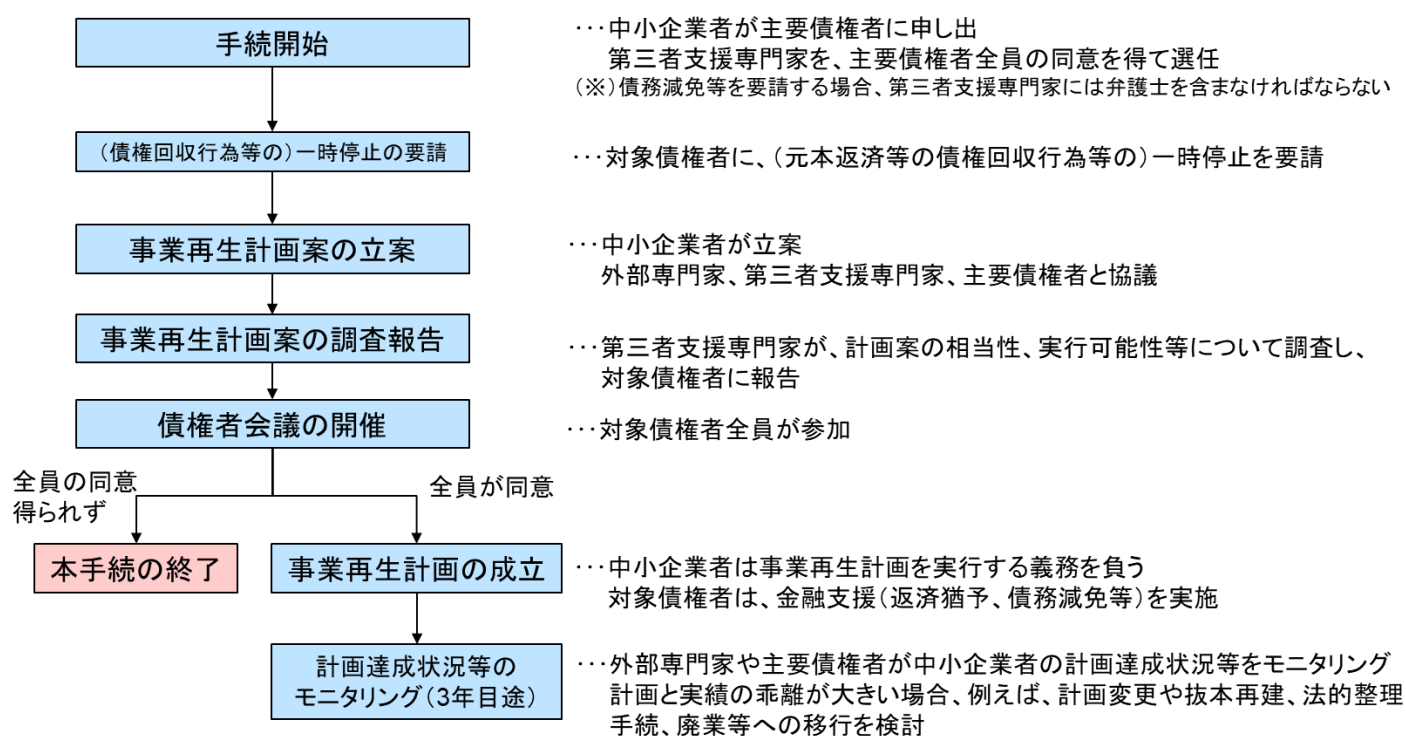
えた事業再生のための私的整理等のガイドラインの策定について検討することなどが提言された。これを受け、全国銀行協会が事務局を務める「中小企業の事業再生等に関する研究会」が検討を行い、2022年3月4日に、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」が策定された（適用開始は2022年4月15日から）。

ガイドラインでは、経営困難な中小企業者（本章では、ガイドラインに従って「中小企業者」と表記する）を対象に、主として金融機関からの債務について返済猶予、債務減免等を受けることにより、その円滑な事業再生や廃業を行う手続が定められた。事業再生だけでなく、廃業の手続についても定めている点が特徴的であるが、以下では、事業再生の手続について説明する。

## （２）手続の流れと事業再生計画の内容

本ガイドラインに基づく事業再生の手続（再生型私的整理手続）では、金融機関債権者（対象債権者）全員の同意を得て、事業再生計画を作成する<sup>7</sup>。手続の流れは図表2のようになる。

図表2 再生型私的整理手続の流れ



(出所)「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」(2022年3月)を基に大和総研作成

まず、中小企業者が主要債権者<sup>8</sup>に手続を検討していることを申し出、主要債権者全員の同意

<sup>7</sup> 再生型私的整理手続の対象債権者は一定の金融機関等が挙げられており、取引先等、金融機関以外の債権者は原則として手続に参加しないと考えられる。

<sup>8</sup> 「金融債権額のシェアが最上位の対象債権者から順番に、そのシェアの合計額が50%以上に達するまで積み上げた際の、単独又は複数の対象債権者」と定義されている。

を得て、第三者支援専門家（弁護士や公認会計士等）を選任する。次に、中小企業者が事業再生計画案を立案し、主要債権者等と協議・検討する。その後、第三者支援専門家が、事業再生計画案の相当性・実行可能性について調査の上、対象債権者に報告する。対象債権者全員が事業再生計画案に同意すれば、事業再生計画が成立し、それに従って事業再生が実施されることになる。

再生型私的整理手続の事業再生計画の内容には、財務状況の推移、事業再生のための具体的施策、今後の事業・財務状況の見通し、資金繰り計画（債務弁済計画を含む）等を含む必要がある。さらに、事業再生計画は、原則として、財務に関して以下の点を満たす内容とする必要がある<sup>9</sup>。

- ◇実質的に債務超過の場合、原則として、5年（※）以内を目途に解消
- ◇経常赤字の場合、原則として、概ね3年（※）以内を目途に黒字に転換
- ◇計画終了年度において、原則として、有利子負債の対キャッシュフロー比率が概ね10倍（※）以下

（※）企業の業種特性や固有の事情等に応じた合理的な理由がある場合には、これを超える期間や比率の計画も認められる。

中小企業者が対象債権者に返済猶予を要請する場合は、その内容を事業再生計画に含まなければならない、事業再生計画は経営者責任の明確化を図る内容とする必要がある。

一方、中小企業者が対象債権者に債務減免等を要請する場合は、その内容を事業再生計画に含まなければならない、事業再生計画は経営者責任の明確化だけでなく、株主責任の明確化も図る内容とする必要がある。債務減免等を要請する場合は、さらに、破産手続による清算価値よりも多くの回収が得られる見込みがある等、対象債権者にとって経済合理性があることが前提とされる。加えて、債務減免等を要請する場合、第三者支援専門家には弁護士を含むことが必要とされている。

## 5. 最後に

ガイドラインの策定により、中小企業の事業再生の新たな手続が設けられることになり、今後、中小企業の事業再生が進むことが期待される。ガイドラインの再生型私的整理手続は、弁護士等の民間専門家が第三者として参加する手続であり、中小企業再生支援協議会は全国47組織であるのに対し、民間専門家は「数百人規模」<sup>10</sup>とされており、より多くの案件に対応することができるかと予想される。

それでも、将来的に債務返済が困難となる中小企業は数万社<sup>11</sup>に上るのではないかと考えられるため、ガイドラインの再生型私的整理手続で事業再生を図ることができる中小企業は、全体の一部ではないかと考えられる。また、ガイドラインの再生型私的整理手続の対象となるの

<sup>9</sup> 小規模企業者が債務減免等の要請を含まない事業再生計画案を作成する場合、要件が緩和される。

<sup>10</sup> 経済産業省・金融庁・財務省「[中小企業活性化パッケージ](#)」（2022年3月4日）参照。

<sup>11</sup> 前述のように、2021年4月時点で、ゼロゼロ融資を含むコロナ関連融資額は民間金融機関で35.5兆円に上る。便宜的に、この全てがゼロゼロ融資であり、ゼロゼロ融資の額を4,000万円（2020年度第2次補正予算成立後の上限額）とすると、88万7,500件の融資がなされた計算になる。

は、債務減免等を要請する場合であれば、破産手続による清算価値よりも多くの回収が得られる見込みがある場合等に限られるため、債務返済が困難な中小企業の全てが利用できるわけではない。

そのため、債務返済が困難になった中小企業の中には、経営状況が改善しないまま返済猶予を要請し続ける者も出てくるかもしれない。金融機関としても、返済猶予を認めてもただちにその債権が不良債権となるわけではないため<sup>12</sup>、要請に応じるケースもあると考えられる。

しかし、永続的に返済猶予が可能なわけではなく、将来的にはこのような債権が不良債権化し、損失が発生する懸念がある。ゼロゼロ融資は信用保証協会によってその全額または80%が保証されているため、ゼロゼロ融資そのものに関する金融機関の損失は限られるが、借り手の中小企業に別途プロパー融資（自前の融資）を行っていれば、金融機関は損失を被ることになる。金融機関としては、可能な限り中小企業の事業再生に取り組みつつ、将来、損失が発生する可能性に備え、適切に貸倒引当金を計上するとともに、自己資本を厚くしておくのが望ましい。

(以上)

---

<sup>12</sup> 金融機関が返済猶予等の貸出条件の変更を行ったとしても、実現可能性の高い抜本的な経営再建計画（実抜計画）を策定した場合（債務者が中小企業の場合は、実抜計画をその時点で策定していなくても、最長1年以内に策定する見込みがある場合）は、その貸出金を貸出条件緩和債権（不良債権）に該当しないと取り扱うことが認められている。さらに、2021年9月にはこの扱いについて、計画を策定するまでの期限を猶予するなど、柔軟な取扱いをすることが認められた。